

令和2年11月定例教育委員会
議案説明資料

議案 3件

計 3件

番号	議案第36号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	松原市教育委員会傍聴人規則の制定について		
説明	<p>制定から60年以上が経過した松原市教育委員会傍聴人規則について、電子機器に関する規定を新たに設けるなど、全部改正するものです。</p> <p>携帯電話、スマートフォン等の音の鳴る機器や、写真撮影、録画、録音等の禁止についての規定を新たに設け、その他字句の整理を行うものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

番号	議案第 3 7 号	担当	福祉部子ども未来室
議案名	松原市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
説明	<p>松原市立幼保連携型認定こども園開設にあたり、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第4条の規定に基づき、認定こども園の学校医等に対する公務災害の補償の範囲、金額および支給方法その他補償に関し必要な事項を条例で定めるため、所要の改正を行うものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

○松原市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

平成14年3月29日条例第12号

松原市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。次条において「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、市立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(通知)

第2条 学校医等の災害が公務上のものであるときは、教育委員会（以下「委員会」という。）は、法第3条に規定する補償を受けるべき者に対して、その者が法によって権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償の範囲、金額、支給方法等)

第3条 補償の範囲、金額、支給方法その他補償に関して必要な事項については、この条例に定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）の規定の例による。

(報告、出頭等)

第4条 委員会は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(施行の細目)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、平成14年4月1日以後に支給すべき事由が生じた補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

松原市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。次条において「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、市立学校（松原市が設置する学校（<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）</u>）の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同。）に対する補償（以下「補償」という。）に定めることとする。</p> <p>(通知)</p> <p>第2条 学校医等の災害が公務上のものであるときは、教育委員会（以下「委員会」という。）（<u>認定こども園の学校医等に係るもの</u>にあつては、市長。以下同じ。）は、法第3条に規定する補償を受けるべき者に対して、その者が法によつて権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。次条において「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、市立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(通知)</p> <p>第2条 学校医等の災害が公務上のものであるときは、教育委員会（以下「委員会」という。）は、法第3条に規定する補償を受けるべき者に対して、その者が法によつて権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p>

番号	議案第38号	担当	福祉部子ども未来室
議案名	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定に基づく教育委員会の意見聴取について		
説明	<p>松原市立幼保連携型認定こども園開設に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定に基づき、松原市立幼保連携型認定こども園に関する事務のうち松原市教育委員会の意見を聴取する事務を定める規則の制定のために松原市教育委員会の意見を聴取するものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

発令 　　：昭和31年6月30日法律第162号

最終改正：令和2年3月31日号外法律第11号

改正内容：平成29年5月17日号外法律第29号[令和2年4月1日]

(幼保連携型認定こども園に関する意見聴取)

第二十七条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。